

# Smile Satellite



税理士法人

堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー  
ユアーズブレン

# 確定申告の概要

確定申告とは

揃えておいてほしい資料

# 目次

- 確定申告とは
  - 概要
  - 対象者
  - 計算方法
  - 申告時期
  
- 揃えておいてほしい資料

# 確定申告とは

## ● 概要

- 毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算して確定させる手続きです。  
税務署に申告・納税を行います。
- 納める税金は多くの場合「所得税」（別途、消費税や贈与税などを納める場合も）

## ● 対象者

- 主に個人事業主やフリーランス、2か所以上から給与を受けている方など

※給与を1か所から受けていて、源泉徴収されている方は、ほとんどが申告対象外です。

ただし給与収入が2,000万円以上の場合や、副業等で収入が一定以上あれば確定申告が必要です。

# 確定申告とは

## ● 計算方法

- 前年の1月1日～12月31日の収入金額等、所得金額等を計算します。
- 全部で10種類の所得があり、種類ごとに計算していきます。
- 事業所得や不動産所得の場合は「総収入金額－必要経費」で計算します。
- 計算した各所得を合算します。
- 所得から差し引かれる金額を計算します。
- 所得から差し引かれる金額の合計額を計算し、各所得金額合計額から差し引き、課税される所得金額を算出します。
- 課税される所得金額に対して税率をかけ、所得税額を算出します。
- 税率は所得に応じて5%～45%となります

令和〇〇年〇月〇日 令和(〇) 年分の復興特別所得税の申告書

納税地 〒 フリガナ氏名 生年月日

現在の住所 又は 居所 事務所等

職業 職名 職種 職階 職級 職位

勤務先 勤務先名称 勤務先住所 勤務先電話番号

配偶者の氏名 配偶者の住所 配偶者の電話番号

納税義務者 種類 青色 白色 分離 簡易 課税 特例の特例

第一表 (令和四年分以降用)

収入金額等 所得金額等 所得から差し引かれる金額

収入金額等	所得金額等	所得から差し引かれる金額
① 事業所得	① 事業所得	① 社会保険料控除
② 不動産所得	② 不動産所得	② 小規模企業共済等掛金控除
③ 雑所得	③ 雑所得	③ 生命保険料控除
④ 配当所得	④ 配当所得	④ 地震保険料控除
⑤ 雑所得	⑤ 雑所得	⑤ 基礎控除
⑥ 雑所得	⑥ 雑所得	⑥ 雑所得
⑦ 雑所得	⑦ 雑所得	⑦ 雑所得
⑧ 雑所得	⑧ 雑所得	⑧ 雑所得
⑨ 雑所得	⑨ 雑所得	⑨ 雑所得
⑩ 雑所得	⑩ 雑所得	⑩ 雑所得
⑪ 雑所得	⑪ 雑所得	⑪ 雑所得
⑫ 雑所得	⑫ 雑所得	⑫ 雑所得
⑬ 雑所得	⑬ 雑所得	⑬ 雑所得
⑭ 雑所得	⑭ 雑所得	⑭ 雑所得
⑮ 雑所得	⑮ 雑所得	⑮ 雑所得
⑯ 雑所得	⑯ 雑所得	⑯ 雑所得
⑰ 雑所得	⑰ 雑所得	⑰ 雑所得
⑱ 雑所得	⑱ 雑所得	⑱ 雑所得
⑲ 雑所得	⑲ 雑所得	⑲ 雑所得
⑳ 雑所得	⑳ 雑所得	⑳ 雑所得
㉑ 雑所得	㉑ 雑所得	㉑ 雑所得
㉒ 雑所得	㉒ 雑所得	㉒ 雑所得
㉓ 雑所得	㉓ 雑所得	㉓ 雑所得
㉔ 雑所得	㉔ 雑所得	㉔ 雑所得
㉕ 雑所得	㉕ 雑所得	㉕ 雑所得
㉖ 雑所得	㉖ 雑所得	㉖ 雑所得
㉗ 雑所得	㉗ 雑所得	㉗ 雑所得
㉘ 雑所得	㉘ 雑所得	㉘ 雑所得
㉙ 雑所得	㉙ 雑所得	㉙ 雑所得
㉚ 雑所得	㉚ 雑所得	㉚ 雑所得
㉛ 雑所得	㉛ 雑所得	㉛ 雑所得
㉜ 雑所得	㉜ 雑所得	㉜ 雑所得
㉝ 雑所得	㉝ 雑所得	㉝ 雑所得
㉞ 雑所得	㉞ 雑所得	㉞ 雑所得
㉟ 雑所得	㉟ 雑所得	㉟ 雑所得
㊱ 雑所得	㊱ 雑所得	㊱ 雑所得
㊲ 雑所得	㊲ 雑所得	㊲ 雑所得
㊳ 雑所得	㊳ 雑所得	㊳ 雑所得
㊴ 雑所得	㊴ 雑所得	㊴ 雑所得
㊵ 雑所得	㊵ 雑所得	㊵ 雑所得
㊶ 雑所得	㊶ 雑所得	㊶ 雑所得
㊷ 雑所得	㊷ 雑所得	㊷ 雑所得
㊸ 雑所得	㊸ 雑所得	㊸ 雑所得
㊹ 雑所得	㊹ 雑所得	㊹ 雑所得
㊺ 雑所得	㊺ 雑所得	㊺ 雑所得
㊻ 雑所得	㊻ 雑所得	㊻ 雑所得
㊼ 雑所得	㊼ 雑所得	㊼ 雑所得
㊽ 雑所得	㊽ 雑所得	㊽ 雑所得
㊾ 雑所得	㊾ 雑所得	㊾ 雑所得
㊿ 雑所得	㊿ 雑所得	㊿ 雑所得
合計	合計	合計

課税される所得金額 (30) 000

上の①に対する控除又は第三表の①又は第三表の② (31) 000

配当控除 (32) 000

源泉徴収税額 (33) 000

申告納税額 (34) 000

確定申告納税額 (35) 000

課税される所得金額 (36) 000

課税される所得金額 (37) 000

課税される所得金額 (38) 000

課税される所得金額 (39) 000

課税される所得金額 (40) 000

課税される所得金額 (41) 000

課税される所得金額 (42) 000

課税される所得金額 (43) 000

課税される所得金額 (44) 000

課税される所得金額 (45) 000

課税される所得金額 (46) 000

課税される所得金額 (47) 000

課税される所得金額 (48) 000

課税される所得金額 (49) 000

課税される所得金額 (50) 000

課税される所得金額 (51) 000

課税される所得金額 (52) 000

課税される所得金額 (53) 000

課税される所得金額 (54) 000

課税される所得金額 (55) 000

課税される所得金額 (56) 000

課税される所得金額 (57) 000

課税される所得金額 (58) 000

課税される所得金額 (59) 000

課税される所得金額 (60) 000

課税される所得金額 (61) 000

課税される所得金額 (62) 000

課税される所得金額 (63) 000

課税される所得金額 (64) 000

課税される所得金額 (65) 000

課税される所得金額 (66) 000

課税される所得金額 (67) 000

課税される所得金額 (68) 000

課税される所得金額 (69) 000

課税される所得金額 (70) 000

課税される所得金額 (71) 000

課税される所得金額 (72) 000

課税される所得金額 (73) 000

課税される所得金額 (74) 000

課税される所得金額 (75) 000

課税される所得金額 (76) 000

課税される所得金額 (77) 000

課税される所得金額 (78) 000

課税される所得金額 (79) 000

課税される所得金額 (80) 000

課税される所得金額 (81) 000

課税される所得金額 (82) 000

課税される所得金額 (83) 000

課税される所得金額 (84) 000

課税される所得金額 (85) 000

課税される所得金額 (86) 000

課税される所得金額 (87) 000

課税される所得金額 (88) 000

課税される所得金額 (89) 000

課税される所得金額 (90) 000

課税される所得金額 (91) 000

課税される所得金額 (92) 000

課税される所得金額 (93) 000

課税される所得金額 (94) 000

課税される所得金額 (95) 000

課税される所得金額 (96) 000

課税される所得金額 (97) 000

課税される所得金額 (98) 000

課税される所得金額 (99) 000

課税される所得金額 (100) 000

(国税庁HPより引用)

# 確定申告とは

令和4年3月18日  
(令和4年3月22日更新)  
国 税 庁

3月14日から発生したe-Taxの接続障害への対応等

## 1 概要

令和4年3月14日(月)から、e-Taxの接続障害(以下「本障害」といいます。)が断続的に発生し、e-Taxにログインができない、ログインができて送信ができない又は送信に時間を要するなど、利用者の皆さまにご不便をおかけすることとなりました。心よりお詫びを申し上げます。

国税庁と運用事業者において、本障害の対応を進めているところであり、現時点で把握した状況と対応策等についてご報告いたします。

## 2 本障害の状況及び解消・再発防止等の取組

### (1) 本障害の状況

利用者がe-Taxを利用して申告・納税を実施しようとした際に、本障害により、令和4年3月14日(月)から15日(火)にかけて、断続的に主に次のような事象が発生しました。

- ・ ログイン困難(一部ログイン不可・混雑通知が表示される)
- ・ 送信困難(送信不能又は送信所要時間の長期化)
- ・ 国税庁からの通知確認困難(国税庁からの通知メール遅れ)

本年度の申告では、多くの方にe-Taxを利用していただいたこともあり、申告データを国税庁のデータベースサーバに格納する際の処理や取り出す際の処理に極めて大きな負荷がかかり、処理パフォーマンスの低下が発生したことが上記事象の原因であることが判明しました。

令和4年3月16日(水)以降は、e-Taxによる申告件数の減少もあり、上記事象は発生しておらず、安定的に稼働しています。

### (2) 本障害の解消・再発防止等の取組

上記の処理に起因する障害については、運用事業者と共に検証した結果、その解決策が判明しました。今後、利用者の皆さまへの影響が最小となる可能な限り早い時期に、その解決策を実施してまいります。

電子申告・納税を安心してご利用いただけるよう、引き続き、運用事業者と再発防止策を検討・措置するとともに、安定稼働に向けて取り組んでまいります。

## 3 納税者等の皆様への対応

### (1) 申告期限の取扱い等

本障害により、期限内の申告等が困難な場合には、個別に申告期限等(申告・納

## ● 申告時期

- 毎年、2月16日～3月15日(原則)
- 還付申告については2月15日以前でも可能です。
- 曜日の並び(閉庁日が重なる)でズレることがあります。毎年確認することをおすすめします。
- 令和4年3月にはe-Taxの接続障害が起こり、申告ができなくなる事象が発生しました。万が一に備え、資料集めは早めに取りかかるよう、お願いいたします。

(←R4.3.22付 国税庁のお知らせ)

# 揃えておいてほしい資料

## ● 源泉徴収票

- 種類がいろいろありますが、共通して「源泉徴収票」と記載されています。
- 全て手元に保管しておいてください。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

①

支払を受ける者		住所又は居所	氏名	
氏名		住所又は居所	氏名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額	
②	③	④	⑤	
控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		障害者の数
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
⑬	⑭	⑫		

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者

住所又は居所

氏名

生年月日

年金の種類

(3) 区分

支払金額

源泉徴収税額

(1)

(2)

(5) 本人

控除対象配偶者の有無等

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

障害者の数

社会保険料の額

源泉徴収対象配偶者

氏名

区分

控除対象扶養親族

氏名

区分

氏名

区分

16歳未満の扶養親族

氏名

区分

氏名

区分

支払者 法人番号 6000012070001

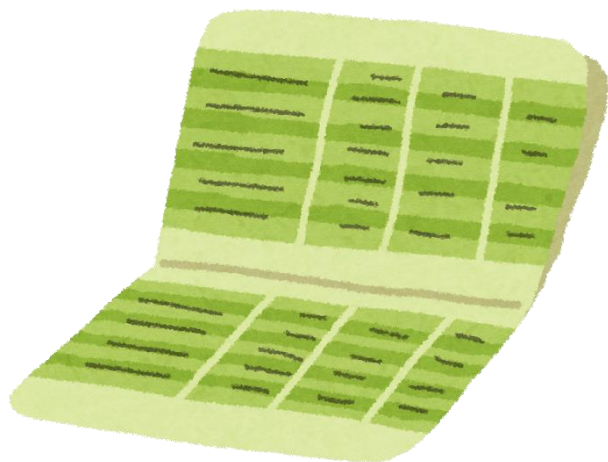
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長

印 10mm

「源泉徴収票」という文字があります

# 揃えておいてほしい資料



- 通帳のコピー(事業・不動産所得のある方)
  - 1/1~12/31の期間分全て

- 領収証や請求書の写し

- 迷ったら全て手元に置いておいてください。
- 時系列順に綴った状態でいただけると確認しやすいのでありがたいです。

- 借入金返済明細 (借入のある方)

- その他

- 家賃収入明細 (不動産所得のある方)
- 売掛・買掛・未払費用明細 (事業所得のある方)
- 12/31現在の棚卸表 (事業所得のある方)





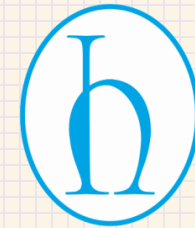
# 揃えておいてほしい資料

- 配当や保険金が入ってきている方
  - 配当金計算書もしくは支払通知書
  - 特定口座年間取引報告書
  - 生命保険金・火災保険金満期の計算書  
→株式等に係る所得、一時所得、雑所得編
- 他にもあります  
詳しくは・・・
  - 医療費の領収書 →医療費控除編
  - 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書など  
→所得控除編
  - 寄附金の領収書 →寄付金控除編
  - 不動産を売却した場合 →譲渡所得編



をご覧ください。


# Smile Satellite



税理士法人

堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー

 **ユアーズブレン**